

契約書様式の改正概要

(1) 工事請負契約書

- ① 約款中に記載していた「部分払の回数、年度別出来高予定額・支払限度額、前払金及び前倒しで支払う前払金の額」について契約書の表紙に記載することとしました。
- ② 契約保証及び前払金保証について、電磁的方法による提出ができる内容としました。

(2) 測量・設計業務委託契約書

- ① 約款中に記載していた「年度別出来高予定額・支払限度額、前払金及び前倒しで支払う前払金の額」について契約書の表紙に記載することとしました。

(3) 発注者支援業務委託契約書

- ① 約款中に記載していた「部分払の回数、年度別出来高予定額・支払限度額」について契約書の表紙に記載することとしました。

(4) 一般業務委託契約書

- ① 契約保証について、電磁的方法による提出ができる内容としました。

(5) 修繕請負契約書

- ① 契約保証について、電磁的方法による提出ができる内容としました。

(6) (1)～(5) 共通

- ① 発注者の催告によらない解除権について、暴力団に関する適用範囲を広げました。
- ② 債権の相殺条項を設けました。
- ③ 催告、請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示について、電磁的方法を用いて行うことを可としました。

※契約保証等の電磁的方法による提出は、令和5年度以降の運用開始を予定しており、運用開始については改めてお知らせします。